

6 土第 513 号
令和 7 年 2 月 20 日

各建設業団体の長] 様
各委託業務関係団体の長] 様

愛媛県土木部長

令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価及び
設計業務委託等技術者単価に係る特例措置等について

この度、国土交通省から、別添のとおり技能労働者への適切な賃金水準の確保について要請があったことから、県土木部においては、技能労働者及び技術者（以下「技能労働者等」という。）の確保・育成には適切な水準の賃金の支払いが極めて重要であることに鑑み、昨年と同様、下記の対策を講じることいたしましたのでお知らせします。

貴団体におかれでは、趣旨を御理解の上、傘下の団体員に対して、適切に対応するよう周知徹底及び指導をお願いします。

なお、県内各市町及び県の各発注機関にも、同様に通知しておりますので、申し添えます。

記

○県土木部における技能労働者等への適切な賃金水準の確保のための対策

- (1) 国と同様に設計労務単価及び技術者単価の新単価を令和 7 年 3 月から適用する。（※新単価は、県ホームページに掲載します。）
ホームページ > 県政情報 > 入札 > 単価・様式等 > 土木工事設計単価表（公表用）について
ホームページ > 県政情報 > 入札 > 単価・様式等 > 設計業務委託等技術者単価について
- (2) 令和 7 年 3 月 1 日以降に当初契約を締結した工事及び業務のうち、旧単価を用いて予定価格を積算したものについては、新単価を遡及適用する。
(詳細は別添運用のとおり)
- (3) 平成 26 年 2 月 26 日付け 25 土第 868 号で通知しているインフレスライド条項（改正後の約款第 26 条第 6 項）の運用を継続する。